

生駒市燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務公募型プロポーザルに関する質問回答書

質疑年月日		令和4年7月29日～令和4年8月8日	回答年月日	令和4年8月15日
番号		質問	回答課名	環境保全課
			回答	
1	仕様書（燃えるごみ収集運搬業務）6（2）収集地区及び収集日③ 公共施設の運営状況は事前通知がありますか？		令和4年度の運営状況につきましては、環境保全課の窓口で閲覧可能です。	
2	（5）資源ごみの取扱い 「② 収集した資源ごみは適切に再資源化を図ること。」とありますが、現状の古着、かばん、くつの再資源化方法と各品目の再資源化率はどのようになっていますか？ また、資源ごみの再資源化について処分方法や処分先の指定はありますか？ 対象物が一般廃棄物にあたるため、処分先には一般廃棄物の処分業許可が必須でしょうか？		現状の古着、かばん、くつは、リサイクル業者に引き渡しています。再資源化率は不明ですが令和3年度回収実績としては古着189トン、かばん11トン、くつ27トンです。 資源ごみの再資源化について処分方法や処分先の指定ですが、リサイクル業者に有償で引き渡しており、指定はしていません。 リサイクル処分先に一般廃棄物の処分業許可が必要か否かですが、資源ごみを少なくとも再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降においては、それらは廃棄物に該当しないと判断しますので、廃棄物処理法上の一般廃棄物の処分の許可は必須ではありません。	
3	（6）シュレッダー紙の取扱い プロポーザル公募が行われる以前から生駒市と環境団体、廃棄物収集運搬会社の3社が協力して行われていた事業の継続だと推測致しますが、既存業者と変更になった場合、生駒市としての協力はありますか？（再生製品として取扱い、本市に協力するため、契約継続や推薦など）		協力します。	
4	仕様書（まごころ収集業務の内容）7 「自宅の玄関先までごみの収集に伺い、安否確認を行う・・・」 とありますが、各家庭個別での対応方法や安否確認の程度の指示や指導等、詳細はありますか？		生駒市ホームページに掲載している「まごころ収集実施要領」のとおりです。	